



第1号

# いきいき課外活動通信

令和 4年9月 14日  
発行 燕市教育委員会  
学校教育課  
Tel 0256-77-8191  
Fax 0256-77-8188

## 令和5年度から中学校の休日の部活動を、 段階的に地域に移行していきます。

令和2年9月に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、中学校の休日の部活動について、**令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を進める**ことを示しました。そして、令和4年6月6日に「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」が、8月9日に「文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言」が出され、**令和5年度から3年間を改革集中期間とする**ことが示されました。これを受けて、全国、全県の市町村で、地域移行に向けた準備・検討を進めています。

燕市では、昨年度より「燕市 部活動の在り方検討委員会」を設置し、燕市のこれからの部活動の在り方について、既に3回開催して、検討を行っています。大切なことは、**生徒の休日の活動機会を確保するため、地域が運営主体であるスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備していくこと**です。これまでの検討では、「部活動の地域移行をすべて同じように進めていくことは難しい。競技や地域の特性によって柔軟にやっていくことが必要」であるとの考えから、複数の競技において、競技ごとの分科会を開いて、現在の地域の方々への部活動への関わり方についての情報を共有し、どのような形で地域の方を主体とする活動が実施できるかについても検討しています。

今後、12月末までにさらに2回の開催が予定されており、検討委員会において、今後の燕市の部活動の在り方に関する提言が出される予定です。提言では、令和5年度からの部活動の段階的な地域移行のスケジュールや、生徒の課外活動の機会をどのように充実させていくかが示される見込みです。提言が示されましたら、その内容を改めてお知らせいたします。

### 【部活動の地域以降に関するQ&A】

Q：学校の部活動が、なくなるということですか。

A：令和5年度から、「休日」の部活動が、「段階的」に地域に移行されます。したがって、部活動が、なくなるわけではありません。

Q：令和5年度から、休日の学校での部活動がなくなって、地域が運営主体となる活動だけになるのですか。

A：休日の部活動を、「段階的」に地域に移行することが示されています。「段階的に」とは、①「実施されるスポーツ・文化活動の範囲が段階的に拡大される」、②「実施されるスポーツ・文化活動の回数が段階的に拡大される」の2つの意味で理解できると考えられます。

Q：今まで休日に学校で教師が行っていた部活動を、地域の方が教師の代わりに実施する、ということですか。

A：地域が運営主体となって行う休日の部活動は、学校の部活動とは異なるものです。学校の部活動とは別に、地域の方が主体となってスポーツ・文化活動が実施されていくことになります。

Q：平日の部活動は、地域移行しないのでしょうか。

A：休日における地域の環境の構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の環境の構築に取り組むことを基本とすることが示されています。平日の部活動の地域移行も視野に入れますが、まずは休日の部活動から地域移行を行っていきます。